

活用方法 項 目	(A) 設立の場合	(B) 経過措置型医療法人から 移行する場合	(C) 活動資金必要時(基金の増 額)の場合
5 基金の割当通知 <sup>14</sup>	① 医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならない。この場合において、医療法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、引き受けようとする基金の額よりも減額することができる。 ② 医療法人は、募集要項の基金の払込期日（基金の払込み期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。		
6 基金の申込み及び割当てに関する特則	基金の申込みおよび基金の割当ては、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。		
7 基金の引受	次に掲げる者は、当該基金の額について基金の引受人となる。 ① 申込者 医療法人の割り当てた基金の額 ② 基金の申込みおよび割当てに関する特則の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額		
8 契約 <sup>15</sup>	医療法人設立後に基金引受 人と締結	基金引き受け時に基金引受人と締結	
9 基金抛却の履行	① 基金の引受人（現物抛却財産を給付する者を除く。）は、募集要項の基金の払込期日又は期間内に、医療法人（医療法人の成立前にあっては、設立時社員）が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。 ② 基金の引受人（現物抛却財産を給付する者に限る。）は、募集要項の基金の払込期日又は期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物抛却財産を給付しなければならない。ただし、医療法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、医療法人の成立後にすることを妨げない。 ③ 基金の引受人は、(1)による払込み又は(2)による給付（以下「抛却の履行」という。）をする債務と医療法人に対する債権とを相殺することができない。 ④ 基金の引受人が抛却の履行をしないときは、基金の引受は、その効力を失う。		
* 税務当局への届出	基金制度を採用する医療法人とするための定款の変更がなされたときは、当該基金制度を採用する医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事（地方厚生局長）の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。		

### 3) 金銭以外の財産の抛却<sup>16</sup>

金銭以外の財産の抛却、つまり現物抛却財産がある場合、その現物抛却財産の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛却財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）を受けなければならない。

弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人、不動産鑑定士が i) 理事、監事又は使用人（医療法人の成立前にあっては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）、ii) 基金の引受人、iii) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者、iv) 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が i) 又は ii) に掲げる者のいずれかに該当するものは現物抛却財産の価額が相当であることについての証明をすることができない。

<sup>14</sup> (社)日本医療法人協会ホームページ参照

<sup>15</sup> (社)日本医療法人協会ホームページ参照

<sup>16</sup> 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330051 号 厚生労働省局長通知